

虐待防止についての指針

1. 基本方針

株式会社さわやか倶楽部が運営する障がい児通所支援事業所及び、障がい福祉サービス事業所では、障がい者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のために法人内に虐待防止委員会を設立すると共に、各事業所への責任者の設置及び、相談窓口の設置等解決体制の整備、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとし、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。

2. 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」(以下「委員会」という。)を組成します。なお、本委員会の委員は各事業所管理者とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)を各事業所にて定めます。

(1) 委員会は、必要な都度担当者が招集します。(必要時3ヶ月に1回以上)

(2) 委員会の委員は、各事業所管理者とします。

(3) 委員長、副委員長は年度ごとに定めます。

(4) 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

① 虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること

② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(5) 委員会は、職員セルフチェックリスト(年2回虐待防止研修時実施)、虐待早期発見チェックリスト(虐待発見時・相談時実施)を使用し、虐待の早期発見に努めます。

3. 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は統括責任者が行い責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

4. 虐待の防止のための職員研修

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。
- (2) 具体的には、次のプログラムなどを実施します。
 - ① 虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ② 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ③ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ④ 発生した場合の改善策など
- (3) 研修の実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を新人研修内にて実施します。
- (4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙面または電磁的記録等により保存します。

5. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の

対応方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、統括責任者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案発生要因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行います。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、窓口担当者は寄せられた内容について統括責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとしフローチャートを確認し、実施します。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

（附則） この指針は、2022 年 4 月 1 日より施行する